

東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 代表者 様

東京都福祉サービス評価推進機構  
公益財団法人 東京都福祉保健財団 理事長  
( 印 章 省 略 )

児童福祉法等の一部を改正する法律施行に伴う評価対象福祉サービス名称の変更及び  
読替えについて（通知）

令和 6 年 4 月 1 日から「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図るべく、児童発達支援センターが地域において障害児支援の中核的役割を担うことが明確化され、障害種別にかかわらず身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにするため、児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）が一元化されます。

国では、現在、児童発達支援センターが地域の中核的機能を発揮するために必要な内容等に関する事業所及び都道府県・区市町村向けのマニュアル・手引きを作成中とのことです。

ついては、下記のとおり、評価実施上の名称変更のみ行うこととします。

なお、共通評価項目の見直しについては、法改正に伴うマニュアル・手引きが示され、内容を確認した上で、見直しの必要性の有無を含め検討する予定です。

本通知は、令和 6 年 4 月 1 日から適用します。

記

評価対象福祉サービス名称（変更前）	評価対象福祉サービス名称（変更後）
児童発達支援センター	児童発達支援センター（旧福祉型児童発達支援センター）
児童発達支援センター（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児）	児童発達支援センター（旧福祉型児童発達支援センター（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児））
医療型児童発達支援センター（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児）	児童発達支援センター（旧医療型児童発達支援センター（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児））

2 6 財情報第 1 5 9 5 通知「東京都福祉サービス第三者評価における障害児通所支援等の評価の実施について（通知）」は、評価対象福祉サービス名称を変更後に読替えることとします。